

福岡市成年後見推進センターだより Vol. 3

令和7年2月1日 発行

福岡市成年後見推進センターってどんなところ？ ～後見人等候補者の調整編～

今回は、福岡市成年後見推進センター（以下「推進センター」という。）で行なっている「後見人等候補者の調整」についてご紹介します。

推進センターでは、毎月第1・第3金曜日に「ケース検討・受任者調整会議」を開催しています。この会議では、行政機関や相談支援機関が対応している事案の今後の支援方針や成年後見制度利用の必要性について、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）からの助言を求めたり、主に市長申立事案において、本人にとって適切な後見人等候補者を検討する「受任者調整」を行なっています。

ケース検討・受任者調整会議を経て後見人が選任された事例

認知症がある80代の高齢者に関する地域包括支援センターからの相談。親族による経済的虐待の疑いや家賃滞納による管理会社からの退去通告、退去後の住まいの確保等、様々な課題があり、「今後の支援方針について会議で助言を受けたい」とのことでした。

会議では、「成年後見制度の必要性」「申立に向けた支援プロセス」「本人にとって適切な後見人等候補者」について協議しました。会議に出席した専門職からは、「法的課題が多く含まれるため制度利用の必要性は高く、本人の判断能力の状態から市長申立で成年後見制度利用に向けた支援を進めた方が良いのではないか。後見人等候補者は法律職が良いのではないか」との意見が上がりました。

会議の結果を踏まえ、支援者間で協議した結果、市長申立で成年後見制度を利用することが決定し、推進センターでは弁護士と連携して候補者調整を行ないました。その後、弁護士が後見人として選任され、既存の支援チームとともに本人を支援しています。



ケース検討・受任者調整会議の様子

成年後見相談会(予約制) ※電話、来所またはFAXにてお申込みください。

毎月第2火曜日および2月・5月・8月・11月の第4火曜日に、専門職による相談会を開催しています。1件につき45分、先着順にてご予約を受付けます（無料）。

会場：福岡市市民福祉プラザ3階 相談室 ※別室に変更になる場合があります。

■ 令和7年2月相談会 ●予約状況については、推進センターまでお問合せください。

日時：2月 4日（火） 13：00～16：00 相談員：弁護士 ※第2火曜日が祝日のため日程変更

日時：2月25日（火） 13：00～16：00 相談員：社会福祉士

■ 令和7年3月相談会 ●予約受付中です！

日時：3月11日（火） 13：00～16：00 相談員：司法書士



<問い合わせ先>

福岡市成年後見推進センター
〒810-0062

福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL：092-753-6450 FAX：092-734-2010

開所日：火曜日～土曜日（祝休日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

ホームページ：<https://fukuoka-shakyo.or.jp/seinenkoken.html>

